社会福祉法人仁愛会役員等の報酬及び費用に関する規程

（目的）

第１条 この規程は、社会福祉法人仁愛会の役員及び評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員（以下、「役員等」という。）の報酬及び費用について定めるものである。

（定義）

第２条 この規程において、次の号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 役員とは、定款第 15 条に基づき選任された理事及び監事をいう。

(2) 常勤役員とは、評議員会で選任された理事のうち、施設の職員を兼務し、職員として常時従事する者（以下「兼務役員（施設長・園長）」という。）

(3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。

(4) 評議員とは、定款第５条に基づき選任された者をいう。

(5) 評議員選任・解任委員とは、社会福祉法人仁愛会評議員選任・解任委員会運営規程第９条に基づき選任された者をいう。

(6) 第三者委員とは、社会福祉法人仁愛会支援サービス等苦情解決規程第４条に基づき選任された者をいう。

(7) 報酬とは、社会福祉法第４５条の３５第１項に定める報酬等をいい、報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいい、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものである。

(8) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する研修研究費（交通費、旅費を含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものである。

（報酬等の区分）

第３条 役員の報酬は、兼務役員に対しては、役員報酬は支給しない。

理事長にあっては、月額報酬、非常勤役員及び評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員については、業務に応じた報酬を支給し、賞与及び退職手当は支給しない。

（役員等の報酬等の算定方法）

第４条 役員等に対する報酬等の額は、別表第１「役員等の報酬」に定める額とする。

（費用）

第５条 非常勤役員、評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員が、会議に出席する場合又は職務の執行のため出張する場合は、社会福祉法人仁愛会旅費規程に定める旅費を支給することができる。

２ 前項にかかわらず、常勤役員については、職員旅費規程に準じて旅費を支給するものとする。

３　役員等がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（重複支給の防止）

第６条　同一日において、当該役員等報酬規程による報酬等の支給の対象となる業務に複数回従事したときは、重複して支給しないものとする。

（報酬等の支給方法）

第７条　理事長に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1)　報酬については、その月の初日から末日までの分を毎月 21 日に支給する。ただし、当日が休日にあたる場合は、その前日とする。

２　非常勤役員及び評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員に対する報酬は、業務を行った都度支給する。

３　報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

４　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、給食費、県退職共済本人掛け金等を控除して支給する。

（理事・監事の報酬支給総額）

第８条　理事及び監事に対して、各年度の総額が　２，５５６，０００円を超えない範囲で、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

（公表）

第９条　当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第１０条　この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

（補則）

第１１条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則　　この規程の改正は、平成２９年　６月１６日から施行する。

附則　　この規程の改正は、平成３０年６月１６日から施行する。
〔改正〕　第２条　（定義）
第３条　（報酬等の区分）
第７条　（報酬等の支給方法）
第８条　（理事・監事の報酬支給総額）
〔削除〕　（常勤役員の報酬等の算定方法）
（報酬等の計算方法）

附則　　この規程の改正は、令和６年８月１日から施行する。
〔改正〕　第２条　（定義）
第３条　（報酬等の区分）
第７条　（報酬等の支給方法）
別表１

【別表１】

（理事長）

	月　　額
理事長業務報酬 （交通費込み・賞与なし）	１８０，０００円

（非常勤理事）

	日　　当
理事会等会議への出席	６０００円
上記の他、法人施設業務のための出勤	６０００円

（監　事）

	日　　当
監事監査等への出席	６０００円
理事会等会議への出席	６０００円
上記の他、法人施設業務のための出勤	６０００円

（評議員）

	日　　当
評議員等会議への出席	６０００円
上記の他、法人施設業務のための出勤	６０００円

（評議員選任・解任委員）

	日　　当
選任・解任委員会会議への出席	６０００円
上記の他、法人施設業務のための出勤	６０００円

（第三者委員）

	日　　当
苦情解決「第三者委員会」会議への出席	６０００円
上記の他、法人施設業務のための出勤	６０００円